

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- 万一事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

- 介護保険・社会福祉事業者総合保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

あんしん24
受付センター

事故の
場合は

事故が発生した場合は、
ご契約の代理店・扱者または
右記までご連絡ください。

0120-985024 (携帯電話・PHSからも
ご利用いただけます) **365日・24時間受付**
※おかけ間違いにご注意ください。

ご注意いただきたいこと

保険料の確定精算について

この保険契約は保険期間中の見込みの売上高または延べ活動人数(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

- ・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みいただきます。
(注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

- このパンフレットは「賠償責任保険普通保険約款」「介護保険事業者・社会福祉施設特別約款」および各々の「特約」で構成された「介護保険・社会福祉事業者総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます)。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

介護事業をとりまくさまざまなリスクに備えたい方に。 **事業用**

介護保険・社会福祉事業者総合保険

平成25年10月以降保険始期用

介護保険・社会福祉事業者 総合保険



1枚の保険証券で総合補償!

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

介護保険・社会福祉事業者の運営をとりまく、さまざまなリスクを総合的にカバーする総合補償型商品です。基本契約に加えて、必要に応じて各種オプションを自由にセットすることができます。

ポイント1 介護、福祉の多岐にわたる業務をカバー

介護保険法・社会福祉法の各事業活動をトータルにカバーします。事業ごとの保険手配の手間もかかりません。

ポイント2 業務に関するさまざまなリスクを補償

業務の際に必要な損害賠償事故の補償をはじめ、役職員のケガや個人情報漏えいによる損害賠償責任など、基本契約と補償ニーズにあわせたオプション特約で、総合的に補償します。

ポイント3 ひとつにまとめて管理が簡単

保険契約をひとつにまとめられるので、契約手続や証券管理が簡素化されます。



多くのお客さまからの事故や補償に関するご意見をいただいて作りました!

施設内での事故は、損害賠償責任が不明確な場合が多い!!
損害賠償責任が施設にない場合でも、補償の対象となる保険はないのかな?

基本契約

施設に損害賠償責任が発生しない場合にも、**対人見舞費用**を補償!

労災保険に加入できないボランティアのケガを、入院・通院まで補償してくれる保険がほしいわ!

オプション

役職員から、パートタイマー、登録ボランティアまで活動に従事するすべての方々に対する**活動中の傷害事故を死亡、入院、通院まで補償!**

当施設では、ご利用者宅までの交通手段にヘルパーのマイカーを使用してもらうことがある。事故があったときはヘルパーの自動車保険を使ってもらうのだが、無事故等級が下がってしまうのは申し訳なくて…

オプション

マイカーの業務使用中の事故を、職員の自動車保険で対応した場合に**自動車保険の等級ダウン補償見舞金**を補償!

本パンフレットの構成

- 補償内容の概要 P3
- 保険金額表 P5
- 補償内容の詳細 P6

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!



- 法律のご相談
- 税務のご相談
- 人事労務のご相談

に専門スタッフが電話でアドバイスします

- ・ご利用時間:平日13~17時(土日祝日、12/25~1/5を除きます)
- ・サービスをご利用いただける方は、保険契約者(法人の場合はその法人の代表者)となります。

- ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります。
- ・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

左記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「経営セカンドオピニオンサービスガイド」でご確認ください。

●詳細はP6以降の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。

基本契約のプラン選択 事業の種類に応じて下記3プランからお選びください。
複数の事業を行っている場合、異なるプランを1保険証券で契約することができます。

1. 施設事業者プラン

介護保険法や社会福祉法に定める事業を営む施設のうち、利用者を一時的または継続的に収容してサービスを提供する施設を運営している事業者(特別養護老人ホーム、デイサービスまたはショートステイ など)

2. 訪問介護事業者プラン

介護保険法や障害者総合支援法*に定める事業を営む施設のうち、訪問系居宅サービスのみ行う事業者
*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

3. 社会福祉協議会プラン

市町村の社会福祉協議会が行う独自業務(在宅福祉サービス、ボランティア活動の推進、地域福祉権利擁護事業など)

賠償損害

対人・対物事故

業務遂行中、または遂行の結果あるいは施設の所有、使用もしくは管理に起因する法律上の損害賠償責任

利用者にケガを負わせてしまった!

利用者をベッドから車椅子に移乗中、誤って手をすべらせ、利用者がケガをしてしまった。



利用者のメガネを壊してしまった!

職員が、利用者の部屋を清掃中に、置いてあったメガネを落として破損させてしまった。

管理財物

他人から預かった財物(レンタル用品も含みます)の損壊・紛失・盗取にかかわる法律上の損害賠償責任

利用者のハンドバッグが盗難に!
デイサービスで、利用者から預かったハンドバッグが盗まれてしまった。

借りてきた介護機器が!

介護事業に使う目的で、一時的に借りてきた機器類を誤って壊してしまった。

人格権侵害

利用者に対する自由の拘束や名誉毀損、プライバシーの侵害による法律上の損害賠償責任

えっ! プライバシーの侵害?

デイサービスの利用者について見知ったことを、ついうっかり他言したところ、プライバシーの侵害で訴えられた。

経済的損害

利用者に財産的損害を与えた場合の法律上の損害賠償責任

ケアプランの作成でミス!

要介護申請から認定までの1か月間に暫定ケアプランを作成し、暫定的にサービス給付を行ったが、計算ミスなど過失があったために認定内容と暫定内容に格差があり、利用者により一部負担が発生したとして損害賠償請求された。

事故対応費用

業務上の事故に起因し、支出した必要または有益な事故対応費用

職員が付添いで、現場が手薄に!

対人事故が発生し利用者が入院することになったため、職員を付き添わせた。付添いで職員がいなくなる間、代行者として臨時のヘルパーを雇い入れ給与を支払った(臨時雇入費用…施設事業者プランのみ対象です)。

(注) 宿泊を伴う施設に入所する利用者が5日以上入院した場合に対象となります。

訴訟に対応するため、職員に超過勤務手当を支払った!

施設内での利用者事故に関して訴訟となり、その資料作成等で職員に超過勤務手当を支払った。

対人見舞費用

法律上の損害賠償責任が発生しない身体事故が発生した場合に慣習として支払った見舞金

利用者のケガの見舞金!

利用者が、施設内でケガを負った。施設の管理責任は問われなかったものの、慣習として妥当な額の見舞金を支払った。

お見舞

基本契約

費用損害

基本契約の追加補償

施設事業者プラン・社会福祉協議会プラン用

施設事業者プラン・社会福祉協議会プランでは、オプションで訪問介護・訪問事業業務の補償をセットすることができます。

訪問介護サービス提供先でついうっかり!

家事援助で訪問した先で掃除を行っている際に、誤って高価な花瓶を破損してしまいました。



施設利用者傷害見舞金補償特約(滞在型・通所型)

施設事業者プラン専用

利用者のケガについて補償する基本契約

対人見舞費用の上乗せ補償に!

施設利用者が、施設内でケガを負った。施設の管理責任を問われなかったが、基本契約「対人見舞費用」の限度額を超えて、利用者に対し、見舞金を支払った。



使用者賠償責任補償特約

業務中の事故で従業員が死亡!! 遺族に訴えられた…!

業務中の労災事故で、従業員が死亡。遺族から安全配慮義務違反で訴えられた。



業務中傷害補償特約

職員が通勤途中で交通事故に!

職員が、通勤途中の道路で、トラックにはねられて死亡してしまった。(注)「就業中のみ」の補償となります。

就労継続支援施設の利用者が活動中にケガをした!

就労継続支援施設の利用者が、作業中に機械操作を誤り、手に大ヤケドを負ってしまった。

登録ボランティアの方が、ケガをしてしまった!

レクリエーションで、お花見に行く際に、手伝いに来ていた登録ボランティアの方が、足をすべらせ転倒し、ケガをしてしまった。(注)「管理下中のみ」の補償となります。



財産補償特約

施設の建物内収容の什器・備品を、利用者が誤って壊してしまった!

利用者が誤って施設建物内収容の什器であるテレビを落下させ、テレビが破損してしまった。

(注) 上記事故については免責金額1万円が適用されます。



借用自動車危険補償特約

借りた車で事故を起こした!

家事援助で、利用者宅の車を借りて買い物に行くこととなったが、途中で事故を起こしてしまった。利用者の自動車保険には、家族限定がついていて保険が使えない。



借用不動産補償特約

借用している建物の壁に穴が…!

台車で荷物を運んでいる際に借りている建物の壁を壊してしまった。家主との賃貸借契約に基づき自費で修理した。



オプション

受託物賠償責任補償特約

基本契約「管理財物」の上乗せ補償に!

リースしていた事務所のコピー機を誤って破損させてしまった。



個人情報漏えい賠償責任補償特約

利用者の個人情報が外部に流出!

職員が利用者名簿を盗み出して売却。利用者宅に身に覚えのない業者からDMが届き、精神的苦痛を受けたとして、法人に損害賠償請求があった。



身元信用特約

えっ!まさか職員が横領!

職員が、利用者から預かった預金通帳と印鑑を使って、勝手に現金を引き出して使ってしまった。施設に対して損害賠償請求があり、金銭負担が発生した。



感染症見舞金補償費用補償特約

職員が感染症にかかって入院した!

施設の利用者が疥癬になり、職員にも感染してしまった。施設の補償規定に基づき、職員に対して見舞金を支払った。



自動車搭乗中傷害補償特約

デイサービスの送迎時に、送迎車両内で、利用者がケガを!

デイサービスの送迎時、利用者を送迎バスに乗せたところ、利用者の足がもつれて転倒し骨折して入院してしまいました。



等級ダウン補償費用補償特約

職員がマイカーを業務使用中に事故! 職員の自動車保険で対応したが、無事故等級がダウンしてしまった!

職員がマイカーで訪問介護に行く途中に事故を起こし、マイカーの自動車保険で対応したが、無事故等級がダウンし継続保険料が上がってしまったので、補償規定に従い自動車保険の等級ダウン補償見舞金を支払った。

保険金額表

補償項目	施設事業者プラン			訪問介護事業者プラン			社会福祉協議会プラン				
	1型	2型	3型	1型	2型	3型	1型	2型	3型		
対人賠償	1名 1事故・保険期間中 5億円	1億円 10億円	3億円 20億円	(対人・対物共通)			5,000万円 5億円	1億円 10億円	3億円 20億円		
対物賠償	500万円	1,000万円	2,000万円	1億円	2億円	3億円	500万円	1,000万円	2,000万円		
管理財物	1事故・保険期間中 (うち現金・小切手)	100万円 (10万円)	200万円 (20万円)	300万円 (30万円)				100万円 (10万円)	200万円 (20万円)	300万円 (30万円)	
人格権侵害	1名 保険期間中	500万円	1,000万円	3,000万円				500万円 100万円	500万円	1,000万円	3,000万円
対人見舞費用*	死亡	5万円	10万円	10万円				5万円	10万円	10万円	
	後遺障害	0.2~5万円	0.4~10万円	0.4~10万円				2~50万円	0.2~5万円	0.4~10万円	0.4~10万円
	入院(31日以上)	3万円	5万円	5万円				10万円	3万円	5万円	
	入院(15日以上)	2万円	3万円	3万円				5万円	2万円	3万円	
	入院(8日以上)	1万円	2万円	2万円				3万円	1万円	2万円	
	入院(7日以内)	0.5万円	1万円	1万円				2万円	0.5万円	1万円	
	治療(31日以上)	2万円	3万円	3万円				5万円	2万円	3万円	
	治療(15日以上)	1万円	2万円	2万円				3万円	1万円	2万円	
	治療(8日以上)	0.5万円	1万円	1万円				2万円	0.5万円	1万円	
治療(7日以内)	0.3万円	0.5万円	0.5万円				1万円	0.3万円	0.5万円		
事故対応費用	保険期間中 (臨時雇込費用)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)				500万円	500万円	500万円	
経済的損害	1事故 保険期間中	100万円 300万円	100万円 300万円	100万円 1,000万円				100万円 300万円	100万円 300万円	100万円 1,000万円	

(注)基本契約には免責金額はありません。

※1事故につき被害者1名について

滞在型施設利用者傷害見舞金補償特約*	A型				B型				C型				D型			
	死亡 後遺障害	100万円 4~100万円	300万円 12~300万円	200万円 8~200万円	300万円 12~300万円	死亡 後遺障害	100万円 4~100万円	300万円 12~300万円	200万円 8~200万円	300万円 12~300万円	死亡 後遺障害	100万円 4~100万円	300万円 12~300万円	200万円 8~200万円	300万円 12~300万円	
入院(31日以上)	5万円	10万円	5万円	5万円	入院(31日以上)	5万円	10万円	5万円	5万円	入院(31日以上)	5万円	10万円	5万円	5万円		
入院(15日以上)	3万円	5万円	3万円	3万円	入院(15日以上)	3万円	5万円	3万円	3万円	入院(15日以上)	3万円	5万円	3万円	3万円		
入院(8日以上)	2万円	3万円	2万円	2万円	入院(8日以上)	2万円	3万円	2万円	2万円	入院(8日以上)	2万円	3万円	2万円	2万円		
入院(7日以内)	1万円	2万円	1万円	1万円	入院(7日以内)	1万円	2万円	1万円	1万円	入院(7日以内)	1万円	2万円	1万円	1万円		
治療(31日以上)	2.5万円	5万円	2.5万円	2.5万円	治療(31日以上)	2.5万円	5万円	2.5万円	2.5万円	治療(31日以上)	2.5万円	5万円	2.5万円	2.5万円		
治療(15日以上)	1.5万円	3万円	1.5万円	1.5万円	治療(15日以上)	1.5万円	3万円	1.5万円	1.5万円	治療(15日以上)	1.5万円	3万円	1.5万円	1.5万円		
治療(8日以上)	1万円	2万円	1万円	1万円	治療(8日以上)	1万円	2万円	1万円	1万円	治療(8日以上)	1万円	2万円	1万円	1万円		
治療(7日以内)	0.5万円	1万円	0.5万円	0.5万円	治療(7日以内)	0.5万円	1万円	0.5万円	0.5万円	治療(7日以内)	0.5万円	1万円	0.5万円	0.5万円		

(注)このオプションは施設事業者プランのみの対象となります。訪問介護事業者プラン、社会福祉協議会プランにはセットできませんので、ご注意ください。

※1事故につき被害者1名について

特約	支払限度額・保険金額																																																																		
借用自動車危険補償特約	基本契約と共通(借用自動車の損害のみ200万円限度)																																																																		
介護保険住宅改修補償特約	基本契約と共通																																																																		
使用者賠償責任補償特約	1名・1事故：5,000万円、1億円、3億円より選択																																																																		
受託物賠償責任補償特約	1事故・保険期間中：500万円(うち現金等は50万円)、1,000万円(うち現金等は100万円)、2,000万円(うち現金等は200万円)より選択																																																																		
借用不動産補償特約	300万円(耐火構造は400万円)以上100万円単位で設定します。 (注)家主との賃貸借契約に基づき、法律上の損害賠償責任を負担することなく自己の費用で修理したときの修理費用の支払限度額は一律100万円(免責金額3千円)とします。																																																																		
個人情報漏えい賠償責任補償特約	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">(1事故・保険期間中)</th> <th rowspan="2">免責金額 (1事故につき)</th> </tr> <tr> <th>賠償損害 (基本リスク・求償リスク共通)</th> <th>費用損害 (基本リスク・求償リスク共通)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>5,000万円</td> <td>100万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1億円</td> <td>200万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1億円</td> <td>300万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>		(1事故・保険期間中)		免責金額 (1事故につき)	賠償損害 (基本リスク・求償リスク共通)	費用損害 (基本リスク・求償リスク共通)	A	5,000万円	100万円	10万円	B	1億円	200万円	10万円	C	1億円	300万円	10万円																																																
	(1事故・保険期間中)		免責金額 (1事故につき)																																																																
	賠償損害 (基本リスク・求償リスク共通)	費用損害 (基本リスク・求償リスク共通)																																																																	
A	5,000万円	100万円	10万円																																																																
B	1億円	200万円	10万円																																																																
C	1億円	300万円	10万円																																																																
業務中傷害補償特約	保険金額は補償項目別(死亡・後遺障害、入院日額、通院日額)に設定します。																																																																		
自動車搭乗中傷害補償特約	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A1</th> <th>A2</th> <th>A3</th> <th>A4</th> <th>A5</th> <th>A6</th> <th>A7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡・後遺障害(万円)</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>入院日額(円)</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,600</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>通院日額(円)</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,400</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>B1</th> <th>B2</th> <th>B3</th> <th>B4</th> <th>B5</th> <th>B6</th> <th>B7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡・後遺障害(万円)</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>入院日額(円)</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,600</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>C1</th> <th>C2</th> <th>C3</th> <th>C4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡・後遺障害(万円)</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>		A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	死亡・後遺障害(万円)	200	200	300	300	400	500	500	入院日額(円)	2,000	3,000	3,000	3,600	4,000	3,000	5,000	通院日額(円)	1,000	2,000	2,000	2,400	2,000	2,000	3,000		B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	死亡・後遺障害(万円)	200	200	300	300	400	500	500	入院日額(円)	2,000	3,000	3,000	3,600	4,000	3,000	5,000		C1	C2	C3	C4	死亡・後遺障害(万円)	200	300	400	500
	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7																																																												
死亡・後遺障害(万円)	200	200	300	300	400	500	500																																																												
入院日額(円)	2,000	3,000	3,000	3,600	4,000	3,000	5,000																																																												
通院日額(円)	1,000	2,000	2,000	2,400	2,000	2,000	3,000																																																												
	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7																																																												
死亡・後遺障害(万円)	200	200	300	300	400	500	500																																																												
入院日額(円)	2,000	3,000	3,000	3,600	4,000	3,000	5,000																																																												
	C1	C2	C3	C4																																																															
死亡・後遺障害(万円)	200	300	400	500																																																															
財産補償特約	1事故500万円、1,000万円、2,000万円より選択 免責金額(1事故)1万円* ※不測かつ突発的な事故による損害のみ適用します。																																																																		
身元信用特約	1名につき200万円、保険期間中500万円、免責金額なし																																																																		
感染症見舞金補償費用補償特約	1名につき葬祭見舞金100万円、入通院(31日以上)7万円、入通院(8日以上)5万円、入通院(7日以内)3万円																																																																		
等級ダウン補償費用補償特約	1事故につき右記以外の自動車：5万円、軽自動車・小型二輪車：3万円、原動機付自転車：1万円																																																																		

補償内容の詳細

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

介護保険・社会福祉事業者総合保険

介護保険・社会福祉事業者総合保険は、賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款およびこれらにセットされる特約により構成されています。賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1 この保険のご契約方式

(1) この保険の契約プラン

ご選択いただくプランにより、セットされる特約が異なります。

プラン名	セットされる特約名	プラン内容
1.施設事業者プラン	施設事業者特約	介護保険法または社会福祉法に規定された施設を運営している事業者のためのプランです。 <ご契約いただける施設の一例> 特別養護老人ホーム/老人デイサービスセンター/老人短期入所施設/軽費老人ホーム/養護老人ホーム/救護施設/障害者支援施設/就労継続支援施設/就労移行支援施設 等
2.訪問介護事業者プラン	訪問介護事業者特約	介護保険法または障害者総合支援法における訪問系居宅サービスのみ行う事業者向けのプランです。
3.社会福祉協議会プラン	社会福祉協議会特約	市町村の社会福祉協議会専用のプランです。

(注) ●施設事業者プランではお引受けの対象とならない施設があります。(例「病院」「診療所」「障害児入所施設(医療型)」「児童発達支援センター(医療型)」「医療保護施設」「助産施設」「介護療養型医療施設」「無料低額診療施設」等の医療施設/介護保険事業の指定を受けていない有料老人ホーム等、介護保険法・社会福祉法に規定されていない施設/「保育所」)
●施設事業者プランは施設単位でのご契約となります(ただし同一敷地内に複数の施設がある場合は、まとめてご加入いただけます)。
●社会福祉協議会プランは、社会福祉協議会の行う独自の業務のみを対象とします。社会福祉協議会が所有、使用、管理または運営する施設に関する業務については、本プランの対象外となりますのでご注意ください。
●施設事業者プラン、社会福祉協議会プランでは、オプションで訪問介護業務の補償をセットすることができます。

(2) ご契約方式

基本契約	オプション特約
<ul style="list-style-type: none"> 賠償責任保険普通保険約款 介護保険事業者・社会福祉施設特別約款 賠償責任保険追加特約 上記(1)の各プランにてセットされる特約 	<p>(別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる主な特約)</p> <p>【施設事業者プランのみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者傷害見舞金補償特約(滞在型・通所型) <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 借用自動車危険補償特約 介護保険住宅改修補償特約 使用者賠償責任補償特約 受託物賠償責任補償特約 借用不動産補償特約 個人情報漏えい賠償責任補償特約* 業務中傷害補償特約 天災危険補償特約 自動車搭乗中傷害補償特約 財産補償特約 持出財産補償特約 身元信用特約 感染症見舞金補償費用補償特約 等級ダウン補償費用補償特約

※「個人情報漏えい賠償責任補償特約」は法人単位でのご加入となります。

2 被保険者(補償の対象となる方)

補償内容により、以下のとおり被保険者が異なります。

補償内容	被保険者
基本契約	事業者(記名被保険者)および役員、使用人(利用者を除きます)、登録ボランティア、実習生等(事業者の業務を遂行する場合に限ります) (注)医師については、医療上の行為による身体の障害に起因する場合を除きます。
借用自動車危険補償特約	借用自動車危険補償特約の第三者賠償補償条項においては、借用自動車の所有者も含めます(所有者がその借用自動車を使用または管理している間を除きます)。
個人情報漏えい賠償責任補償特約	事業者(記名被保険者)およびその役員(事業者の役員として行うまたは行った行為に限ります)
業務中傷害補償特約	事業者(記名被保険者)の役員、従業員、登録ボランティア等
自動車搭乗中傷害補償特約	特定された自動車に搭乗中の方
上記以外の特約	事業者(記名被保険者)

3 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款およびその他自動的にセットされる特約)の補償内容

(注)「お支払いする保険金」については、プランの型により異なります。詳細はP5「保険金額表」をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が日本国内において保険証券記載の業務(以下「業務」といいます)を遂行するにあたり発生した次の(1)から(4)までに該当する事故について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1) 対人・対物事故

次のいずれかに該当する事故

- ①業務の遂行のために所有、使用もしくは管理する施設(設備を含みます。ただし、業務遂行に際し使用する器具類は除きます。以下「施設」といいます)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊(次の(2)の管理財物を除きます。以下この(1)において同様とします)の損壊*
 - ②業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊。ただし、次の③および④を除きます。
 - ③被保険者の占有を離れた財物(被保険者が業務の遂行とは無関係に製造、販売または提供した財物を除きます。以下「生産物」といいます)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
 - ④被保険者が行った業務の終了(業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって業務の終了とします)または業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
- *滅失、損傷または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。以下同様とします。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

① 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

② 損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④ 緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 協力費用

当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用

⑥ 訴訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。
また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

$$\text{保険金の額} = \text{① 損害賠償金} + \text{② 損害防止費用} + \text{③ 権利保全行使費用} + \text{④ 緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$$

(注) 保険金をお支払いした場合は、「保険証券記載の支払限度額」が減額されます。

保険金をお支払いする主な場合

(2) 管理財物の損壊

管理財物(業務の遂行のために被保険者が使用または管理する財物または施設に所在する昇降機に積載した財物をいい、被保険者が借用する不動産を除きます。以下同様とします)の損壊

(3) 人格権侵害

上記(1)の①から④までのなかで記載されている事由に起因する次のいずれかに該当する不当行為

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

(4) 経済的損害

上記(1)から(3)までに掲げる事故のほか、被保険者が業務を遂行するにあたり、業務上相当な注意を用いなかったことにより、利用者(被保険者の行う業務におけるサービス等を利用する者をいいます。以下同様とします)に財産的損害を与えたこと

お支払いする保険金の額

施設事業者・社会福祉協議会プランの場合

項 目	支 払 限 度 額	支 払 限 度 額		
		1 型	2 型	3 型
管 理 財 物	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)	100万円 (10万円)	200万円 (20万円)	300万円 (30万円)
人 格 権 侵 害	1名・1事故・保険期間中につき	500万円	1,000万円	3,000万円
経 済 的 損 害	1事故につき	100万円	100万円	100万円
	保険期間中につき	300万円	300万円	1,000万円

訪問介護事業者プランの場合

項 目	支 払 限 度 額
管 理 財 物	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)
人 格 権 侵 害	1名につき
経 済 的 損 害	1事故・保険期間中につき
	1事故につき
	300万円

保険金をお支払いする主な場合

(1) 事故対応費用

下記①から③までについては前記の賠償損害に規定する事故に起因してそれぞれの費用を負担することによって被保険者が被る損害に対して、また下記④については前記の賠償損害(1)に規定する事故に起因して臨時雇入費用を負担することによって被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

事故対応費用を負担することによって被る損害。事故対応費用とは次のいずれかに該当する費用をいいます。

① 初期対応費用

被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、

- ・ 事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません)
- ・ 事故現場の写真撮影費用
- ・ 事故状況調査・記録費用
- ・ 事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限り)
- ・ 事故現場後片付け費用・清掃費用
- ・ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費
- ・ 通信費

② お詫び広告費用

被保険者が事故の謝罪のための広告に要した費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、

③ 訴訟対応費用

被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されたまたは申し立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、

- ・ 意見書または鑑定書作成のために必要な費用
- ・ 外注コピーの費用
- ・ 増設コピー機の賃借費用
- ・ 事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません)
- ・ 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
- ・ 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇入費用
- ・ 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

④ 臨時雇入費用(施設事業者プランに限り)

入所者(施設に宿泊を伴って入所する者をいい、被保険者の使用人を含みません)が身体の障害を被り、5日以上入院した場合において、被保険者の使用人をその入所者に付添わせることにより、臨時に代行者を雇い入れたときに、その雇入れに要した当社の同意を得て支出した費用で、入所者が入院している期間に対する賃金、給与および手当に限り、賞与、退職金等を含みません。

【お支払いする保険金の額】

施設事業者プランの場合

項 目	支 払 限 度 額	支 払 限 度 額		
		1 型	2 型	3 型
事故対応費用	1事故・保険期間中につき (うち上記④にかかる損害)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)	500万円 (100万円)

社会福祉協議会プランの場合

項 目	支 払 限 度 額	支 払 限 度 額		
		1 型	2 型	3 型
事故対応費用	1事故・保険期間中につき	500万円	500万円	500万円

訪問介護事業者プランの場合

項 目	支 払 限 度 額
事故対応費用	1事故・保険期間中につき
	500万円

(2) 対人見舞費用

基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(1)の事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金(弔慰金および見舞品の購入費用を含みます。以下「対人見舞費用」といいます)を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することによって被る損害に対して、見舞費用保険金をお支払いします。

(注) 見舞費用保険金をお支払いした後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、見舞費用保険金は、賠償損害の保険金に充当します。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害

【お支払いする保険金の額】

施設事業者・社会福祉協議会プランの場合

項 目	支 払 限 度 額	支 払 限 度 額			
		1 型	2 型	3 型	
① 死亡した場合		5万円	10万円	10万円	
② 後遺障害が生じた場合		上記①の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額			
③ 入院・治療の場合	入院期間	1 被害者につき	31日以上	3万円	5万円
			15日以上	2万円	3万円
			8日以上	1万円	2万円
	治療期間		7日以内	5千円	1万円
			31日以上	2万円	3万円
			15日以上	1万円	2万円
	8日以上	5千円	1万円		
	7日以内	3千円	5千円		

費用損害

訪問介護事業者プランの場合

項 目			支 払 限 度 額
①死亡した場合			50万円
②後遺障害が生じた場合			上記①の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額
③入院・治療の場合	入院期間	31日以上	10万円
		15日以上	5万円
		8日以上	3万円
	治療期間	7日以内	2万円
		31日以上	5万円
		15日以上	3万円
	8日以上	2万円	
	7日以内	1万円	

1 被害者ごとき

共通 保険金をお支払いできない主な場合

【次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(2)の事故には適用しません）
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。

【次のいずれかに該当する損害】

- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
- 汚染物質の排出、流出、溢りまたは漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。

【次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 介護保険法または社会福祉法に定める所定の資格を有しない者、または業務の遂行にあたり必要な資格が法律に定めのある場合はその所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）において、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償責任
- 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ①航空機
 - ②自動車または原動機付自転車
 - ③施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）または動物
- 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用もしくは管理について、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- 次の財物の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます）について負担する損害賠償責任
 - ①生産物
 - ②被保険者が行った業務の目的物
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または被保険者が行った業務の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

【次のいずれかに該当する損害】

- 石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます）へ流出した場合に、水の汚染によって発生した次のいずれかの事由に起因する損害
 - ①他人の財物の損壊
 - ②漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の発生または拡大の防止のために要した費用を負担することによって被る損害
- 基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(1)の③または④の事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または業務の目的物の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。以下同様とします）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。また、その回収措置の対象に生産物または業務の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(2)の事故については、次のいずれかに該当する損害
 - ①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
 - ②被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害
- 基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(3)の事故については、次のいずれかに該当する損害
 - ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害
 - ②直接である間接であるを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
 - ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
 - ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
 - ⑤被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

など

4 オプションとして任意でセットできる特約と補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる主な特約は下記のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合

利用者*1が施設内等において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害*2を被ったことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。以下同様とします）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者がその見舞金を負担することによって被る損害に対して、見舞費用保険金をお支払いします。

※1（潜在型）

施設の利用者であって、施設の入居者およびその親族を含み、次の者を除きます。

- ・被保険者
- ・ボランティア、出向者として受け入れた者、派遣社員等被保険者との雇用関係の有無を問わず、被保険者の業務に従事する者
- ・被保険者からの委託を受けて施設等において作業を行う業者（保守、清掃、工事業者等）

（通所型）

施設が行うサービス利用者本人をいいます。

※2 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含み、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）および日射または熱射により被った身体の障害を含みます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

被保険者が見舞金を負担することによって被る損害

（注1）基本契約 費用損害【保険金をお支払いする主な場合】の(2)の規定により見舞費用保険金が支払われる場合は、損害の額が基本契約 費用損害【保険金をお支払いする主な場合】の(2)の規定により支払われる見舞費用保険金を超過するときに限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。

（注2）見舞費用保険金をお支払いした後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、見舞費用保険金は、賠償損害の保険金に充当します。

【お支払いする保険金の額】

（D型の場合※）

1事故につき被害者1名について下記の金額が限度となります。

項 目		支払限度額	
(1)死亡した場合		300万円	
(2)後遺障害が生じた場合		300万円に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額	
(3)入院・医師による治療の場合	病院または診療所に入院した期間	31日以上	5万円
		15日以上	3万円
		8日以上	2万円
	医師による治療をした期間	7日以内	1万円
		31日以上	2.5万円
		15日以上	1.5万円
	8日以上	1万円	
	7日以内	5千円	

※プランによりお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましてはP5に記載の保険金額表をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合

【次のいずれかに該当する事由によって利用者が身体に傷害を被った場合に見舞金を負担することによって被る損害】

- 見舞金を受け取るべき者（利用者を含みます）の故意または重大な過失。ただし、見舞費用保険金をお支払いしないのは、その者に関する見舞金に限りません。
- 利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、見舞費用保険金をお支払いしないのは、その者に関する見舞金に限りません。
- 利用者の妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療措置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金をお支払いすべき傷害の治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師による治療をいいます）によるものである場合には、保険金をお支払いします。

など

共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合

(1) 第三者賠償補償条項

被保険者が業務の遂行中に、借用自動車の使用または管理に起因する基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(1)または(2)のいずれかに該当する事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(2) 借用自動車損害補償条項

次のいずれかに該当する間、かつ、保険期間中に発生した業務の遂行中に使用または管理している借用自動車*1の損壊または詐取について、借用自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①借用自動車が、基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(1)に規定する施設内で管理されている間

②借用自動車が、被保険者の業務の遂行の通常の過程として施設外で使用または管理されている間

※1 借用自動車には、次のいずれかに該当する物（「付属品*2」といいます）を含みます。

- ①借用自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします）されている物
- ②借用自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。以下同様とします）されている物
- ③法令に従い備え付けられている物
- ④車室内でのみ使用することを目的として、メーカー所定の取付方法により借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます）等

※2 付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。

- ①燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
- ②法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③通常装飾品とみなされる物
- ④積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます）

借用自動車危険補償特約

プラスできるオプション補償

基本契約

**借用自動車
危険補償
特約**

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

- (1) 第三者賠償補償条項
基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ
- (2) 借用自動車損害補償条項
前記【保険金をお支払いする主な場合】(2)の損害

【お支払いする保険金の額】

- (1) 第三者賠償補償条項
基本契約 賠償損害(1)【お支払いする保険金の額】に同じ
(注1) 借用自動車の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その借用自動車に自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます)の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険(自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます)の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。
- (注2) 運転者が事業者および理事、取締役、監査役等または事業者の用人(利用者を除きます)である場合は、上記(注1)に加え、運転者の所有している自動車に締結されている自動車保険等により支払われるべき金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。
- (注3) 自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額を免責金額(自己負担額)として基本契約 賠償損害(1)【お支払いする保険金の額】の規定を適用します。
- (2) 借用自動車損害補償条項
事故の生じた地および時における被害自動車の価額(被害自動車と同一車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます)からその借用自動車に締結されている自動車保険等により支払われる金額を差し引いた額を超えないものとします。ただし、1回の事故につき、200万円を限度とします。
また、運転者が事業者および理事、取締役、監査役等または事業者の用人(利用者を除きます)である場合は、上記に加え、運転者の所有している自動車に締結されている自動車保険等により支払われる金額を差し引いた額を超えないものとします。

保険金をお支払いできない主な場合

【借用自動車損害補償条項】(固有)

- 次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任
 - 盗取または詐取による場合を除き、借用自動車の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます)
 - 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の借用自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任
 - 借用自動車所有に引き渡された後に発見された借用自動車の損壊に起因する損害賠償責任
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた借用自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任
 - ① 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます)を持たない者によって運転されている間
 - ② 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で運転者によって運転されている間
 - ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転者によって運転されている間
 - 車室内でのみ使用することを目的として、メーカー所定の取付方法により借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器(有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます)等の損壊または詐取に起因する損害賠償責任。ただし、借用自動車の他の部分と同時に、または火災または爆発によって損壊もしくは詐取が生じた場合を除きます。

共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が日本国内において行う請負代金が500万円未満の住宅改修業務を遂行するにあたり発生した基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(1)または(2)の事故について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ

【お支払いする保険金の額】

基本契約 賠償損害(1)【お支払いする保険金の額】に同じ

保険金をお支払いできない主な場合

- 塵埃または騒音に起因する損害賠償責任
- 被保険者の下請負人またはその使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 基本契約 賠償損害【保険金をお支払いする主な場合】の(3)および(4)に規定する事故に起因する損害賠償責任

共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合

(1) 損害賠償金

被用者(記名被保険者の従業員、記名被保険者の下請負人およびその従業員、下請負人自身*の方をいいます)が業務上の事由または通勤により被った身体の障害(職業性障害による場合を含みます)について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額(以下「損害賠償責任額」といいます)が、次の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額(以下「正味損害賠償金額」といいます)を、賠償保険金として記名被保険者にお支払いします。

- ① 労災保険法等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません)
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 次のいずれかの金額

ア. 記名被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、記名被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額
イ. 記名被保険者が法定外補償規定を定めていない場合で、かつ、労働災害総合保険契約を締結しているときは、その労働災害総合保険契約の法定外補償条項により支払われる金額。ただし、同一の記名被保険者について他の保険契約等(労働災害総合保険契約の法定外補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます)が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みます。

(注) 賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。

* 下請負人自身については政府労災の特別加入者である場合に限りです。

(2) 費用

身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】の③、⑤および⑥の費用に対して、費用保険金として記名被保険者にお支払いします。

**使用者
賠償責任
補償特約**

**使用者
賠償責任
補償特約**

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

- (1) 賠償保険金
基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ
- (2) 費用保険金
記名被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】の③、⑤および⑥の費用

【お支払いする保険金の額】

- (1) 賠償保険金
1回の災害について、正味損害賠償金額とし、保険証券記載の支払限度額が限度となります。
- (2) 費用保険金
全額とします。ただし、基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を超える場合は、1回の災害について、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥の額}} \times \boxed{\frac{\text{保険証券記載の支払限度額}}{\text{正味損害賠償金額}}}$$

保険金をお支払いできない主な場合

【次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害】

- 保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

【次のいずれかに該当する身体の障害】

- 風土病による身体の障害
- 職業性障害による身体の障害のうち、次のいずれかに起因する身体の障害
 - ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 - ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

【次のいずれかに該当する損害賠償金または費用】

- 記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ記名被保険者が負担しない損害賠償金または費用
- 記名被保険者が個人の場合には、その記名被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- 労働基準法による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
- 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、記名被保険者が負担する金額
- 職業性障害による身体の障害については、保険期間終了の日より3年経過後に被用者またはその遺族より、記名被保険者に対してなされた損害賠償請求または補償金請求

など

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に発生した、被保険者が業務を遂行するにあたり使用または管理する他人の財物(以下「受託物」*1*2といえます)の損壊について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

*1 次のいずれかに該当する財物を含みません。

- ① 自動車、船舶または航空機
- ② 土地または建物(組立式簡易仮設建物を除きます)等の不動産
- ③ 土木・建設機械(ブルドーザ、パワーショベル、クレーン設備、コンベアー等土木工事や建設工事に使用する機械をいいます)
- ④ 工場(物を製造、加工または修理する目的をもった施設をいい、規模を問いません)の施設内据付機械(ボルト等で固定されたもしくは建物と一体となった機械をいいます)
- ⑤ 動物、植物等の生物

*2 被保険者が利用者を自動車により送迎する場合において、利用者が送迎用の自動車に搭乗している間のその利用者の所有または使用する財物は、受託物に含みます。ただし、交通事故により送迎用の自動車が損壊した場合に限りです。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ

【お支払いする保険金の額】

- 1事故および保険期間中につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。ただし、次のいずれかに該当する受託物については、1事故および保険期間中につき、保険証券記載の支払限度額の10%を限度とします。また、損害保険金の額は、事故の生じた地および時における被害受託物の価額を超えないものとします。
- ① 現金および小切手
- ② 有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本(本などの原稿)、設計書、雛型その他これらに準ずる物
- ③ 被保険者が利用者を自動車により送迎する場合において、利用者が送迎用の自動車に搭乗している間のその利用者の所有または使用する財物

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
- 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊に起因する損害賠償責任
- 受託物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任
- 屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- 受託物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害賠償責任
- 受託物に対する修理(点検を含みます)または加工に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。以下同様とします)の電気的・機械的事故に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

受託物賠償責任補償特約

- 冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出または溢出に起因する受託物の損壊（腐敗、変色、汗めれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます）

など

共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合

①賠償責任補償条項

記名被保険者が業務の遂行のために借用する保険証券記載の建物または戸室（以下「借用不動産」といいます）が、記名被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により損壊した場合において、記名被保険者が借用不動産についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします）に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

②修理費用補償条項

偶然な事故により、借用不動産に損害が生じた場合において、記名被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、その借用不動産を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます）を負担することによって被る損害に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、事故による損害に対し、記名被保険者が借用不動産の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

①賠償責任補償条項

【お支払いの対象となる損害の範囲】

基本契約 賠償損害(1)【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ

【お支払いする保険金の額】

保険証券記載の支払限度額が限度となります。免責金額（自己負担額）はありません。

②修理費用補償条項

【お支払いの対象となる費用の範囲】

借用不動産を実際に修理した費用のうち、次のいずれかに該当する部分以外の修理費用を負担することによって被る損害

- ・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ・玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用不動産入居者の共同の利用に供せられるもの

【お支払いする保険金の額】

1回の事故について3,000円を超過する場合に限り、その超過額について、100万円を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)賠償責任補償条項および修理費用補償条項（共通）

【借用不動産に生じた次のいずれかに該当する損害】

- 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- 借用不動産の欠陥によって生じた損害
- 借用不動産の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます）または性質による蒸れ、変質、変色、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ちその他これらに類似の事由またははねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 借用不動産に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または借用不動産の汚損（落書きによる汚損を含みます）であって、借用不動産の機能に直接関係のない損害
- 借用不動産の使用により不可避的に発生する汚損、すり傷、かき傷等の損害
- 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- 詐欺または横領によって借用不動産に生じた損害
- 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用不動産の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み（窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます）またはこれらのものの漏入（屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます）によって生じた損害

(2)賠償責任補償条項（固有）

【借用不動産が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合に記名被保険者が被る損害】

- 保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- 記名被保険者の心神喪失または指図
- 借用不動産の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、記名被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*1
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波*1
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故*1 *2
- 上記*2を付した事故以外の放射線照射または放射能汚染*1
- 上記*1を付した事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

【次のいずれかに該当する損害賠償責任】

- 記名被保険者と借用不動産の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任

(3)修理費用補償条項（固有）

【次のいずれかに該当する事由によって生じた損害】

- 保険契約者、記名被保険者、借用不動産の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 記名被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。

【借用不動産に生じた次の損害】

●借用不動産に対する建築（増築、改築または一部取壊しを含みます）、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

【次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した修理費用補償条項に規定する事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも修理費用補償条項に規定する事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます）】

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*3
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波*3
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故*3 *4
- 上記*4を付した事故以外の放射線照射または放射能汚染*3
- 上記*3を付した事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

など

保険金をお支払いする主な場合

【賠償損害（個人情報漏えい賠償責任補償条項）】

（基本リスク）

次のいずれかに該当する個人情報の管理（以下「対象業務」といいます）を記名被保険者が行うにあたり、その個人情報の偶然な漏えい（以下「事故」といいます）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求（次の〈求償リスク〉に規定する損害賠償請求を除きます）がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する個人情報（所有、使用または管理を行わなかったものを含みます）
- ②記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者（被保険者の使用人等を除きます）に管理を委託した個人情報（管理を委託しなかったものを含みます）

（求償リスク）

記名被保険者が被保険者以外の者（被保険者の使用人等を除きます）から個人情報の管理の委託を受けた場合において、その個人情報に生じた事故に起因して、委託者から保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求（ブランドイメージの回復または失墜防止のために委託者が講じる措置に要した費用に対する損害賠償請求を除きます）がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【費用損害（個人情報漏えい費用損害補償条項）】

（基本リスク）

次のいずれかに該当する個人情報の管理（以下「対象業務」といいます）を記名被保険者が行うにあたり、その個人情報の偶然な漏えい（以下「事故」といいます）が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって、記名被保険者が被る損害に対して、個人情報漏えい費用損害保険金をお支払いします。

- ①記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する個人情報（所有、使用または管理を行わなかったものを含みます）
- ②記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者（被保険者の使用人等を除きます）に管理を委託した個人情報（管理を委託しなかったものを含みます）

ただし、事故の発生またはその事故への対応が、記名被保険者の事業活動等に影響を与えるおそれのある危機に直面し、営業収益の減少をもたらすおそれのある場合であって、かつ、事故の発生が次のいずれかの事由によって客観的に明らかになったときに限ります。

- ①記名被保険者が行う公的機関に対する届出、報告等。ただし、文書による届出または報告に限ります。
- ②記名被保険者が行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、広告等

（求償リスク）

記名被保険者が被保険者以外の者（被保険者の使用人等を除きます）から個人情報の管理の委託を受けた場合において、その個人情報に生じた事故について委託者が措置（事故解決期間内であると否とを問いません）を講じるために支出した費用について、委託者から被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、委託者個人情報漏えい費用損害保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

【賠償損害】

（基本リスク）・（求償リスク）共通

- ①法律上の損害賠償金
- ②争訟費用
- ③権利保全行使費用

【費用損害】

（基本リスク）

記名被保険者が次のいずれかに該当する費用を支出することによって被る損害。ただし、記名被保険者が事故の発生の有無にかかわらず支出する費用を除きます。

- ①法律相談費用
- ②事故対応費用
- ③広告宣伝活動費用
- ④コンサルティング費用
- ⑤見舞金・見舞品購入費用

（求償リスク）

- ①法律上の損害賠償金
- ②争訟費用
- ③権利保全行使費用

【お支払いする保険金の額】

保険期間中に支払われる保険金の額は、[賠償損害]および[費用損害]で支払われるべき保険金額を合算して、保険証券記載の[賠償損害]にかかる保険期間中支払限度額を限度とします。

【賠償損害】

（基本リスク）・（求償リスク）共通

上記【お支払いの対象となる損害の範囲】の[賠償損害]に規定する損害の額の合計額が、一連の損害賠償につき、保険証券記載の免責金額（10万円）を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金としてお支払いします。ただし、保険証券記載の[賠償損害]にかかる1事故支払限度額を限度とします。

$$\text{支払保険金} = (\text{損害の額の合計額} - \text{免責金額(10万円)}) \times \text{保険証券記載の縮小割合}$$

(注) [賠償損害]で支払う保険金の額は、[賠償損害]の（基本リスク）および（求償リスク）で支払うべき保険金の合計で、保険証券記載の[賠償損害]にかかる保険期間中支払限度額を限度とします。

【費用損害】

（基本リスク）

1回の事故につき、上記【お支払いの対象となる損害の範囲】の[費用損害]（基本リスク）に規定する損害の額の合計額が、損害の額から免責金額（10万円）を差し引いた額に縮小支払割合90%を乗じた額または保険証券記載の[費用損害]にかかる1事故支払限度額のうち、いずれか低い額をお支払いします。

（求償リスク）

上記【お支払いの対象となる損害の範囲】の[費用損害]（求償リスク）に規定する損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき免責金額（10万円）を超過する場合に限り、その超過額を保険金としてお支払いします。ただし、保険証券記載の[費用損害]にかかる1事故支払限度額を限度とします。

$$\text{支払保険金} = \text{損害の額の合計額} - \text{免責金額(10万円)}$$

(注1) [費用損害]の（基本リスク）と（求償リスク）で支払う保険金は、合算して、保険証券記載の[費用損害]の保険期間中支払限度額が限度となります。(注2) [費用損害]の（基本リスク）には、支払額について90%の縮小支払が適用されます。見舞金・見舞品購入費用は、個人情報1件につき500円が限度となります。

借用不動産賠償特約

個人情報漏えい賠償責任補償特約

保険金をお支払いできない主な場合

【賠償損害(個人情報漏えい賠償責任補償条項)】

(1) 次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害

- 被保険者が、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて行う個人情報の取扱い
- 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に発生したその法令違反に起因する事故
- 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます)による個人情報の差押え、収用、没収、破壊、開示等。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- 被保険者による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為
- 履行不能または履行遅延

(2) 次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害

- 利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
- 被保険者が本人に対して利用目的もしくは利用目的の変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
- 被保険者が第三者に個人情報を提供し、または個人情報の一部もしくは全部の取扱いを委託したことが個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被保険者が第三者と個人情報を共同して利用したことが個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被保険者が第三者から個人情報を提供され、または個人情報の一部もしくは全部の取扱いを委託されたことが個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被保険者が本人の求めに応じて、その本人が識別される保有個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止または消去を行わないことによりなされた損害賠償請求
- 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される保有個人情報の第三者への提供を停止しないことによりなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟に起因する損害賠償請求
- 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜またはブランドの劣化に起因する損害賠償請求
- 風評損害に起因する損害賠償請求
- 被保険者が支出したと否とを問わない違約金に起因する損害賠償請求

(3) 次のいずれかに該当する事由に起因する損害

- 戦争(宣戦の有無を問いません)、変乱、暴動、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾
- 地震、噴火、洪水または津波
- 核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます)または放射能汚染(形態を問いません)
- 次のいずれかの事由
 - ①汚染物質(固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。以下同様とします)の排出、流出、溢し、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
 - ②汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物(他の財物の一部となっている場合にはその財物全体を含みます)の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要したすべての費用

(4) 次のいずれかに該当する事由または行為によって生じた事故に起因する損害。なお、次の*1については、記名被保険者の使用人の行った行為に対しては適用せず、また、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限りま

- 被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます)*1
- 被保険者の故意または重過失による法令違反*1
- 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為*1
- 対象業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- 対象業務に際して、法令の定めにより届出、登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行

(5) 次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害

- 身体の障害(傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます)に対する損害賠償請求
- 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- 財物(貨幣を除きます)の損壊(滅失、損傷、汚損、紛失または盗難をいい、これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。以下同様とします)に対する損害賠償請求。ただし、個人情報が含まれる財物の紛失または盗難に起因する事故の場合を除きます。この場合においても個人情報が含まれる財物以外の財物の損壊に対しては、保険金をお支払いできません。
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求(実際に生じた、または行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます)
- 日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求

(6) 次のいずれかに該当する事由に起因する損害

- コンピュータ機器(コンピュータ、コンピュータ・システム、コンピュータハードウェア、マイクロプロセッサ(チップ)、IC、複写機、データ処理装置、通信システム、外付機器、内蔵装置およびこれらに類似の装置ならびに全ての電子・電気機器をいい、その他の機器または製品に部品として内蔵されている同種のものを含みます)またはソフトウェア(いずれも所有者を問いません)による日付または日時を含むその他の情報の設定、変更、認識、識別、配列、計算または処理*2
- 上記*2の事由に関して、被保険者または被保険者以外の者がコンピュータ機器またはソフトウェアに対して行う設定、変更または修正(不作為を含みます)*3
- 上記*2および*3の事由に関して、被保険者または被保険者以外の者による助言、相談、設計、加工、規格の策定、加工またはこれらに類似の行為(不作為を含みます)

など

【費用損害(個人情報漏えい費用損害補償条項)】

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- 関係者(保険契約者または記名被保険者の役員をいいます)の故意、重大な過失または法令違反
- 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為
- 保険契約者または記名被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
- 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます)による個人情報の差押え、収用、没収、破壊、開示等。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- 保険契約者、記名被保険者または関係者の犯罪行為(過失犯を除きます)、闘争行為(労働争議を除きます)またはこれらの者の逮捕もしくは出入国拒否等の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- 政変、国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴、通貨不安または株式もしくは為替等の市場動向の影響
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます)。ただし、個人情報が含まれる財物の紛失または盗難を除きます。この場合においても個人情報が含まれる財物以外の財物の損壊(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます)に対しては、保険金をお支払いできません。
- 身体の障害に対する損害

個人情報漏えい賠償責任補償特約

- 被保険者が、他人の財物の損壊、他人の身体の障害もしくはこれに起因する死亡、人格権の侵害または業務の遂行にあたり職務上相当な注意を用いなかったことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害。ただし、前記保険金をお支払いする主な場合【費用損害(個人情報漏えい費用損害補償条項)】(求償リスク)に規定する損害を除きます。
- 不法な財物強要または汚染脅迫
- 不当拘束(誘拐およびハイジャック等の拘禁状態を含みます)
- 被保険者に生じた喪失利益
- 対象業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さない間または免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- 対象業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- 履行不能または履行遅延に起因する損害
- 被保険者の不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為
- 国または公共機関による法令などの規制
- この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が事故の発生のおそれが生じたことを保険期間の開始日より前に知っていたまたは知っていたと合理的に推定できる事故の継続または反復として発生した一連の漏えい
- この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が事故の発生のおそれが生じたことを初年度契約の保険期間の開始日より前に知っていたまたは知っていたと合理的に推定できる事故の継続または反復として発生した一連の漏えい

(2) 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当するときは、保険金をお支払いできません。

- この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、保険契約者もしくは被保険者が事故の発生のおそれを知った場合または知ったと合理的に推定される場合
- この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料(追加保険料を含みます)を領収した時までの期間中に措置が行われた場合
- この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者もしくは被保険者が事故の発生のおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時が、その時の保険契約の保険期間の開始時から、その時の保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつたとき

など

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が次のいずれかに該当する間に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害*1に対して、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします)をお支払いします。ただし、傷害*1の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限りま

- ・被保険者が所属または登録した法人もしくは団体(その団体が構成員である連合会等を含みます。以下「法人等」といいます)の管理下において、その法人等の目的に従って行う活動(その法人等の定款、規約等に基づき行う活動をいいます)に従事している間
- ・上記の活動が行われる場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中

*1 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)および日射または熱射により被った身体の障害を含みます。ただし、ウイルス性食中毒は含みません。

【死亡保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

【後遺障害保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害等級表に掲げる後遺障害が生じた場合

【入院保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、入院*2した場合

*2 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。

【手術保険金】

被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合

【通院保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、通院*3した場合

*3 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害等を被った特定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。以下同様とします。

天災危険補償特約

【特約の主な内容】

業務中傷害補償特約で保険金をお支払いできない次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金をお支払いする特約です。

- ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ②上記①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

お支払いする保険金の額

【死亡保険金】

死亡・後遺障害保険金額を限度とします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を限度とします。

【後遺障害保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

$$\text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害等級表に掲げるそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合(4\%~100\%)}$$

【入院保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(180日を限度とします)}$$

【手術保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。

ただし、1回の事故に基づく傷害について、1回の手術に限りま

なお、1回の事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

①入院中(傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます)に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10$$

②上記①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5$$

【通院保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。

ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(90日を限度とします)}$$

個人情報漏えい賠償責任補償特約

業務中傷害補償特約

保険金をお支払いできない主な場合

【業務中傷害補償特約・自動車搭乗中傷害補償特約共通以外】

- 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
 - ①被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいいます)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)操縦(職務として操縦する場合を除きます)、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間
 - ②被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具(自動車等、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。以下同様とします)を用いて競技等(競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または性能試験を目的とする運転もしくは操縦をいいます。以下同様とします)をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
 - ③航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません)以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間

など

業務中傷害補償特約

【業務中傷害補償特約・自動車搭乗中傷害補償特約共通】

【次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害】

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ①法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます)を持たないで自動車等(自動車または原動機付自転車をいいます。以下同様とします)を運転している間
 - ②道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金をお支払いすべき傷害の治療(医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます)によるものである場合には、保険金をお支払いします。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*1
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波*1
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故*1 *2
- 上記*1を付した事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 上記*2を付した事故以外の放射線照射または放射能汚染

【次の傷害】

- 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的・他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます)のないもの

など

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が保険証券記載の自動車(原動機付自転車を含みます。以下「特定自動車」といいます)に搭乗している間に、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害*1を被った場合は、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます)をお支払いします。ただし、傷害*1の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限りです。

- *1 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

【死亡保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

【後遺障害保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害等級表に掲げる後遺障害が生じた場合

【入院保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、入院*2した場合

- *2 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。

【手術保険金】

被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合

【通院保険金】

被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、通院*3した場合

- *3 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害等を被った特定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。以下同様とします。

お支払いする保険金の額

【死亡保険金】

死亡・後遺障害保険金額を限度とします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を限度とします。

【後遺障害保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

$$\text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害等級表に掲げるそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合(4\%~100\%)}$$

【入院保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(180日を限度とします)}$$

自動車搭乗中傷害補償特約

自動車搭乗中傷害補償特約

【手術保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、1回の事故に基づく傷害について、1回の手術に限りです。なお、1回の事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

①入院中(傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます)に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10$$

②上記①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5$$

【通院保険金】

次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(90日を限度とします)}$$

保険金をお支払いできない主な場合

【業務中傷害補償特約・自動車搭乗中傷害補償特約共通以外】

- 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害
 - ①特定自動車を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、特定自動車を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。
 - ②特定自動車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により特定自動車を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により特定自動車を使用している間については、保険金をお支払いします。
 - ③法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、特定自動車を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により特定自動車を使用している間

など

【業務中傷害補償特約・自動車搭乗中傷害補償特約共通】

前記業務中傷害補償特約保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合

【損害保険金をお支払いする場合】

(1) 次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂または爆発

(2) 次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(建物または窓、扉、その他の開口部を含む建物の一部が、風災、雹災、雪災または雨、雪、雹もしくは砂塵が窓・戸等建物の開口部から入り込むことによって直接破損したために発生した損害に限り)を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金をお支払いします。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

- ①風災
- ②雹災
- ③雪災

(3) 次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。

- ①建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは上記(2)もしくは下記(5)に掲げる事故によって発生した損害を除きます。
- ②給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれ。ただし、上記(2)または下記(5)の事故によって発生した損害は含まれません。
- ③騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(4) 盗難によって保険の対象について発生した盗取、損傷または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。

(5) 水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、損害保険金をお支払いします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象を収容する建物ごとに、それぞれ行います。

- ①保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合
- ②保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象にそれぞれの再調達価額の15%以上30%未満の損害が発生した場合
- ③上記①および②に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生したとき。

(6) 上記(1)から(5)までの事故のほか、不測かつ突発的な事故(上記(1)から(5)までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません)によって保険の対象について発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、凍結によって専用水道管について発生した損害を除きます。

(7) 保険証券記載の施設敷地に所在する建物内における業務用の通貨、預貯金証書、切手、印紙または小切手の盗難による損害が発生した場合は、その損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②に掲げる事実がすべてあったことを、小切手の盗難による損害については、次の③および④に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

- ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
- ②盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
- ③保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに事故小切手の振出人に対して事故発生のお知らせをし、かつ、事故小切手の支払の停止を依頼すること
- ④事故小切手の取得につき善意であり、かつ、重大な過失のない所持人が現れたこと

【保険の対象の範囲】

- ・被保険者が所有または使用する日本国内に所在する保険証券記載の施設敷地に所在する建物内に収容される(保険証券において、建物を指定した場合はその建物内に収容される)設備・什器等とします。
- ・建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、量、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含みます。
- ・業務用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または小切手に、【損害保険金をお支払いする場合】(7)の盗難による損害が生じた場合は、次の【保険の対象に含まれない主なもの】にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、再調達価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

【保険の対象に含まれない主なもの】

- ・組立・据付中の機械、機械設備または装置
- ・工事用仮設物、建築用仮工事の対象物
- ・海上に所在する建物に収容される動産ならびに設備・装置
- ・船舶、航空機および自動車ならびにこれらに定着(ポルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます)または装備されている付属品(船舶、航空機および自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている物、法令に従い備え付けられている物またはこれらの中でのみ使用することを目的として固定されている電子式航法装置もしくは自動車のETC車載器等をいいます)
- ・電車、機関車、客車、貨車等

- ・通貨、小切手、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます）、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます）その他これらに類する物
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの
- ・貴金属、宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

【臨時費用保険金をお支払いする場合】

【損害保険金をお支払いする場合】(1)から(5)までの損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたため臨時に発生する費用に対して、臨時費用保険金をお支払いします。

【残存物取片づけ費用保険金をお支払いする場合】

【損害保険金をお支払いする場合】(1)から(6)までの損害保険金が支払われる場合において、残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

【失火見舞費用保険金をお支払いする場合】

- 次の①の事故によって②の損害が発生した場合には、それによって発生する見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金をお支払いします。
- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者の同居の親族を除きます。以下同様とします）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。以下同様とします）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - ② 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限りま）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

【地震火災費用保険金をお支払いする場合】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、かつ、保険の対象を収容する建物が半焼以上（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます）となった場合には、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金をお支払いします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象を収容する建物ごとに行います。

【修理付帯費用保険金をお支払いする場合】

【損害保険金をお支払いする場合】(1)に掲げる事故によって保険の対象に損害が発生した結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対して、修理付帯費用保険金をお支払いします。

- ① 損害が発生した保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその使用人にかかわる人件費を除きます。以下同様とします）
- ② 保険の対象に発生した損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象の復旧期間（保険の対象に損害が発生した時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいい、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないもの）とします。以下同様とします）を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が発生した保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が発生した保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が発生した保険の対象および損害が発生した保険の対象を収容する建物の代替として使用するものの賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします）。ただし、損害が発生した地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が発生した保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額は含まれません）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が発生した保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

【看板修復費用保険金をお支払いする場合】

保険の対象を収容する建物から5メートル以内にある屋外所在の移動式看板が【損害保険金をお支払いする場合】(1)から(6)までの事故により損害を受け、被保険者がその看板を修復した場合は、その看板を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修復費用に対して、看板修復費用保険金をお支払いします。

なお、【損害保険金をお支払いする場合】(3)の①の「建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触」とあるのは「物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊」と読み替えて適用します。

【水道管修理費用保険金をお支払いする場合】

保険の対象を収容する建物の専用水道管が凍結によって損害（パッキングのみに発生した損害は含みません）を受け、損害を受けた専用水道管を修理した場合には、損害を受けた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、水道管修理費用保険金をお支払いします。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分の専用水道管は含みません。

持出財産補償特約

【特約の主な内容】

保険の対象である設備・什器等が保険の対象が収容されている建物から日本国内に一時的に持ち出されている間に、財産補償特約の【損害保険金をお支払いする場合】(1)から(4)までまたは(6)の事故によって発生した損害に対して、保険金*をお支払いします。
 *財産補償特約でお支払いする費用保険金および費用のうち、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、修理付帯費用保険金、看板修復費用保険金、水道管修理費用保険金および損害防止費用はこの特約ではお支払いできません。

お支払いする保険金の額

【損害保険金】

- ① 前記【損害保険金をお支払いする場合】(1)から(4)まで、(5)の①、または(6)の事故の場合
 次の算式によって算出した額をお支払いします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{再調達価額}^{\#1} - \text{免責金額}^{\#2}$$

*1 損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。

*2 前記(6)の事故については免責金額（自己負担額）1万円が適用されます。その他は0円です。

- ② 前記【損害保険金をお支払いする場合】(5)の②の事故の場合
 次の算式（保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします）によって算出した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合} (15\%)$$

(注)前記(5)の②および③の事故によってお支払いする損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

- ③ 前記【損害保険金をお支払いする場合】(5)の③の事故の場合
 次の算式（保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします）によって算出した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合} (5\%)$$

(注)前記(5)の②および③の事故によってお支払いする損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

- ④ 前記【損害保険金をお支払いする場合】(7)の事故の場合
 - ・業務用の通貨、切手または印紙の盗難の場合
 1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とします。
 - ・業務用の預貯金証書または小切手の盗難の場合
 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

【臨時費用保険金】

損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに500万円を限度とします。臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。

【残存物取片づけ費用保険金】

損害保険金の10%に相当する額を限度とし、お支払いします。残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

【失火見舞費用保険金】

前記【失火見舞費用保険金をお支払いする場合】の②の損害が生じた被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、前記【失火見舞費用保険金をお支払いする場合】の①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額の20%に相当する額を限度とします。
 失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、失火見舞費用保険金をお支払いします。

【地震火災費用保険金】

保険金額に5%を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。この場合、72時間以内に発生した2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

【修理付帯費用保険金】

1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が発生した保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額に30%を乗じた額または1,000万円のいずれか低い額を限度として、お支払いします。
 修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、修理付帯費用保険金をお支払いします。

【看板修復費用保険金】

損害を受けた屋外所在の移動式看板を損害発生直前の状態に復旧するために要した修復費用から、1回の事故につき、免責金額3万円を差し引いた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、10万円を限度とします。
 看板修復費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、看板修復費用保険金をお支払いします。

【水道管修理費用保険金】

凍結によって損害が発生した専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。
 水道管修理費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、水道管修理費用保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって発生した損害

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額についてはこの規定を適用しません。
- ③ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み（窓、戸等建物の開口部から入り込むことをいいます）またはこれらのものの漏入（屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます）。ただし、建物またはその開口部が前記【損害保険金をお支払いする場合】に掲げる事故によって直接破損したために発生した損害を除きます。
- ④ 保険契約者または被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、所有権留保条項付売買契約とは、自動車販売店等が顧客に自動車販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます）または運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます）する車両またはその積載物の衝突または接触
- ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為、破壊行為
- ⑥ 保険の対象が建物の外にある間に発生した事故による損害
- ⑦ 前記【損害保険金をお支払いする場合】(1)から(3)まで、(5)もしくは(6)または前記【地震火災費用保険金をお支払いする場合】の事故の際における保険の対象の紛失または盗難

(2) 次のいずれかに該当する事由によって発生した損害。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した前記【損害保険金をお支払いする場合】の事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも前記【損害保険金をお支払いする場合】の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、【地震火災費用保険金をお支払いする場合】の地震火災費用保険金については、この規定を適用しません。
- ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染

(3) 前記【損害保険金をお支払いする場合】(6)の事故によって発生した次のいずれかに該当する損害

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって発生した損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって発生した損害を除きます。
- ② 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって発生した損害
- ④ 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって発生した損害を除きます。
- ⑤ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、劣化またはボイラスケールを含みます）または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に発生した損害
- ⑥ 保険の対象に対する加工、修理または清掃等の作業（建築、増改築、取り壊し、組立、据付等の作業を含みます）中における作業上の過失または技術の拙劣によって発生した損害
- ⑦ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して発生した損害（加工または製造に使用された機械、設備または装置が停止した結果発生した損害を含みます）
- ⑧ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって発生した損害
- ⑨ 冷凍・冷蔵・保温物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって発生した損害
- ⑩ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって発生した損害
- ⑪ 詐欺または横領によって発生した損害
- ⑫ 万引き等（万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。以下同様とします）によって発生した損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合に発生した損害を除きます。
- ⑬ 検品、梱卸しの際に発見された数量の不足によって発生した損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
- ⑭ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって発生した損害
- ⑮ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物のみに発生した損害
- ⑯ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって発生した損害

**財産補償
特約**

- ⑰保険の対象に発生したすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます)であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑱保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に発生した損害(フィラメントのみに損害が発生した場合も含みます)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑲楽器の弦(ピアノ線を含みます)の切断または打楽器の打皮の破損の損害。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑳楽器の音色または音質の変化の損害
- ㉑保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落(保険の対象を復旧したにもかかわらず、損害発生の事実があることによって生ずる価値の下落をいいます)によって発生した損害
- ㉒保険の対象である液体の流出または混合によって発生した損害。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害を除きます。
- ㉓保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質低下、目減りその他これらに類する損害

(4) 次のいずれかに該当する物に発生した前記【損害保険金をお支払いする場合】(6)の事故による損害

- ①リース・レンタル用品
- ②建物に收容された設備・什器等の一部または建物に付属する機械設備等の一部を構成している次のア.からウ.に掲げるもの
ア.ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ
イ.潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は保険の対象に含まず。
ウ.フィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠
- ③切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃
- ④自転車および原動機付自転車
- ⑤ラジココントロール模型およびその付属品
- ⑥携帯電話等(携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品をいいます)
- ⑦眼鏡等の身体補助器具(眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物をいいます)
- ⑧動物および植物

(5) 次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、小切手の盗難による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①事故小切手が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が盗難または事故小切手の要件を欠いたことおよび形式の不備(盗難発生後に生じたことを被保険者が立証したものに限り)である場合を除きます。
- ②事故小切手の支払拒絶のため、振出人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと(上記①のただし書に該当する場合であっても保険金をお支払いできません)。

など

保険金をお支払いする主な場合

保険証券記載の被保証人(従業員)(以下「被保証人」といいます)が、被保険者のためにその業務を遂行するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して、窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為(以下「不誠実行為」といいます)を保険期間中に行ったことにより、被保険者の被った財産上の直接の積極的損害(その他の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を含みます。以下「損害」といいます)に対して、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

- 【**お支払いの対象となる損害の範囲**】
上記保険金をお支払いする主な場合の損害
- 【**お支払いする保険金の額**】
被保証人1名につき200万円、保険期間中につき500万円を限度とします。
(注)保険金をお支払いした場合は、それ以降の保険期間中の支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 法令に違反した行為によって被保険者が取得した財産について生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- 既に行われた不誠実行為による損害(その不誠実行為が保険期間中に行われたか否かを問いません。以下「既往の不誠実行為による損害」といいます)を消滅または軽減させた不誠実行為(以下「穴うめ行為」といいます)による損害。ただし、穴うめ行為による損害が、既往の不誠実行為による損害の消滅または軽減に充当された金額を超過する場合は、その超過分に対しては、保険金をお支払いします。
- 保険契約者または被保険者が、この保険契約の失効日、解除日、解約日または保険期間の末日の翌日から起算して1年を経過した日の翌日以降に発見した不誠実行為による損害
- 加害被保証人名が不明の場合に、被保険者が被った損害

など

**身元信用
特約**

保険金をお支払いする主な場合

補償対象者(従業員等)が、業務先において業務を行った際に特定感染症*に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われることまたは治療のために入院または通院したことに対し、被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
*特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症および次の感染症をいいます。
後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アモeba赤痢、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト-ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ポツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺炎症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

- 【**お支払いの対象となる損害の範囲**】
被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害

- 【**お支払いする保険金の額**】
補償対象者1名あたりの保険金の額は、被保険者が定める災害見舞金規定等の額または次に掲げる金額のいずれか低い額を限度とします。

死亡し葬祭が行われる場合の葬祭費用		100万円	
治療の場合	入院日数および通院日数の合計	31日以上	7万円
		8日以上30日以内	5万円
		7日以内	3万円

**感染症
見舞金
補償費用
補償特約**

保険金をお支払いできない主な場合

- 【**次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害**】
 - 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - 業務に起因しない罹患
 - 特定感染症に該当しない感染症による損害
 - 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 感染の可能性が高いことを記名被保険者が知っていた(知っていたと合理的に判断できる場合を含みます)場合で、事前に感染予防の処置をしなかったことに起因する損害
 - 特定感染症に罹患したことに起因する損害賠償責任を負担することによる損害

など

共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合

補償対象者(従業員等)が、業務を行うために自動車運転中に事故をおこし、その自動車に付保されている任意加入の自動車保険契約等から保険金等の支払を受けたことにより継続時の保険料の割増引に影響が生じた場合に、被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者に補償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

- 【**お支払いの対象となる損害の範囲**】
被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者に補償金を支払うことによって被る損害
- 【**お支払いする保険金の額**】
補償対象者1名あたりの保険金の額は、被保険者が定める災害見舞金規定等の額または次に掲げる金額のいずれか低い額が限度となります。
①次の②および③以外の自動車による事故については5万円
②自動車損害賠償保障法施行令第9条(以下「施行令」といいます)に規定する小型二輪自動車および軽自動車による事故については3万円
③施行令第9条に規定する原動機付自転車による事故については1万円

**等級ダウン
補償費用
補償特約**

保険金をお支払いできない主な場合

- 【**次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害**】
 - 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - 業務以外の目的で使用した自動車に起因する損害
 - 被保険者の所有する自動車またはレンタカーの事故
 - 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 自動車の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任を負担することによる損害

など

共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。